

## 「知財紛争処理システム検討委員会」における基本的視点

平成 27 年 11 月 18 日  
知的財産戦略推進本部  
知財紛争処理システム検討委員会委員長

我が国の知財紛争処理システムは、知的財産推進計画の初期の成果の一つである知的財産高等裁判所の設立から 10 年経ち、産業界や実務家から一定の評価が得られているものの、利用状況や利便性において改善を求める声も強い。

我が国において、知的財産に関する多種多様な紛争を迅速かつ的確に解決することは、知的財産を活用したイノベーション創出の基盤であり、知財システム全般において知財紛争処理システムの知財戦略上の重要性はますます高まっている。国際的なシステム間競争にさらされていることを十分考慮し、我が国の知財紛争処理システムの在り方を検証すべき時期にある。

このたび、知財紛争処理システム機能強化に向けた課題・方向性を整理するため、「知財紛争処理システム検討委員会」第 1 回を開催し、検討全般についての審議が行われた。

これを踏まえ、今後の審議について、可能な限り客観的なデータに基づき、実態に即した検討を行うこととするとともに、基礎とすべき検討の基本的視点を以下のとおりまとめた。

### (1) 「利用者」の視点

イノベーションの基盤となる知財制度に対する信頼性を高め、中小企業等を含めた国内外の利用者にとって納得感が高く、使いやすい仕組みとすることを目指す。

### (2) 「経済的合理性」の視点

知的財産に関する紛争が主に企業間の争いであることを踏まえ、知的財産を活用したイノベーション創出が、経済的な合理性があるとみなされる環境を整えることを目指す。

### (3) 「国際的」視点

経済・産業がグローバル化し、知財紛争処理システムが国際的な競争にさらされている中、我が国の国際競争力強化につながるよう、国際的な視点を踏まえた仕組みとすることを目指す。

以上